

第 8 次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	障害者療養介護医療事業
-----	-------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	障害者自立支援法		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	実施(補助)期間 自 H18 ~ 至 継続

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	障害者福祉係	内線	4263 課 35020
関係課			

総合計画			
基本計画	章	名 第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節	名 第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節	名 第5 高齢者・障害者支援施策の充実	
	施策	名 障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	施策 22-05-05

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業	事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
		事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
	医療と常時介護を必要とする方に支援を行い、障害のある方の福祉の増進を図る。	・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 ・本事業では、このうち医療に係る給付を行う。	・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 ・本事業では、このうち医療に係る給付を行う。	・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 ・本事業では、このうち医療に係る給付を行う。	・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 ・本事業では、このうち医療に係る給付を行う。		(注1) 事業内容は、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。
	事業の概要 「療養介護」とは、障害者自立支援法に規定された障害福祉サービスで、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行うものである。 本事業は、「療養介護」の上記支援のうち医療部分について給付を行う。	・障害者自立支援法の施行により、「療養介護」利用者には、他のサービス利用者に比べて負担増となることから、この対策として給付金を支給する。(H19、H20の2ヶ年事業)	・障害者自立支援法の施行により、「療養介護」利用者には、他のサービス利用者に比べて負担増となることから、この対策として給付金を支給する。(H19、H20の2ヶ年事業)				(注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
	事業の対象者(交付先)						
	進行性筋萎縮症に罹患している身体障害者						
	事業費(百万円)	H19決算額	H20予算額	H21予算要求予定額	H22予算要求予定額	H20～H22合計	
	百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	8	27	27	27	81	
財源内訳(177)	一般財源	2	7	7	7	21	
	国庫支出金	3	12	12	12	36	
	県支出金	3	8	8	8	24	
	起債(その他)						
目標値	活動の指標(アウト) 利用者数	7件	18件	18件	18件		
	効果(アウト) 利用者数の増	-	1件	1件	1件		
	特記事項			鳥取医療センターが、平成20年度より「療養介護」を開始予定。これに伴い、対象者が7名から27名もなる予定。			